

# 物品購入仮契約書

発注者と受注者とは、物品購入に関し、次のとおり仮契約を締結する。

この契約は、八幡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条により議会の議決を得たときに本契約として成立する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日（仮契約締結日）

令和 年 月 日（本契約成立日）

発注者 京都府八幡市八幡園内75番地  
八幡市  
市長 川田 翔子

受注者

## （総則）

第1条 契約の内容は、次のとおりとする。

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| (1) 品 名   | さくら小学校給食室厨房備品（以下「物品」という。）    |
| (2) 仕 様   | 別紙のとおり                       |
| (3) 数 量   | 別紙のとおり                       |
| (4) 契約金額  | 金 円<br>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 |
| (5) 納入期限  | 令和8年3月31日                    |
| (6) 納入場所  | 八幡市立さくら小学校                   |
| (7) 契約保証金 | 免 除                          |

## （売買）

第2条 前条の契約内容に従い、受注者は物品を発注者に売却するものとし、発注者はこれを購入するものとする。

## （契約内容の変更）

第3条 発注者は、必要があるときは、受注者に通知して、物品の規格、予定数量、納入場所又は納入期限を変更することができる。

2 受注者は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を請求することがで

きる。

- 3 前2項の場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(検収)

第4条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の関係職員立合の下で行うものとする。

- 2 発注者は、納入日から10日以内に、見積書及び仕様書に基づき検収を行うものとする。

(補正又は交換)

第5条 発注者は、前条の検収の結果、納入された物品の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であると認めたときは、受注者に対し補正又は交換を請求することができる。

- 2 受注者は、発注者から前項の規定により交換又は補正を求められたときは、通知を受けた日から5日以内に交換又は補正を行わなければならないものとし、交換又は補正に要する費用は、受注者の負担とする。

(支払い)

第6条 発注者は、第4条の検収を完了し、適法な支払請求を受理したときは、その日から30日(以下「約定期間」という。)以内に契約金額を支払わなければならない。

- 2 発注者は、前項の約定期間内に対価を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額に対し年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(遅延違約金)

第7条 受注者は、天災その他不可抗力の原因によらないで物品の納入を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に対し年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延違約金を発注者に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者に通知することを要する。ただし、受注者が第4条の納入時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 3 第1項の規定により発注者が相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(協議解除)

第9条 発注者は、物品の納入が完了するまでの間は、次条、第11条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) 過失により物品の納入を粗雑にしたと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 物品を納入させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の物品の一部の納入が不能である場合又は受注者がその物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が納入をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその物品の納入をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方と

していた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等による解除）

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、第3条の規定による契約内容の全部又は一部の変更のため、契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 3 前2項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

（違約金）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。

- (1) 第10条又は第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 発注者は、第14条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を受注者に支払うものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、物品の納入に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第17条 受注者は、第13条各号のいずれかに該当するときは、物品の納入の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を発注者に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害金と同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害金と同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第18条 第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第19条 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利義務の譲渡等）

第20条 受注者は、この契約上の地位並びにこの契約によって生ずる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は第三者のための担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約の公表）

第21条 受注者は、この契約の名称、契約金額並びに受注者の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（疑義等の解決）

第22条 この契約に定めのない事項及び疑義については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

（合意管轄）

第23条 前条の協議によってもなお、この契約の履行につき紛争が生じた場合、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。